

令和6年7月

被保険者・被扶養者の皆様へ

音羽健康保険組合

「健康保険 被扶養者資格確認調査(検認)」について

日ごろより、当健康保険組合の運営についてご協力いただきありがとうございます。

この調査は健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づいて行うもので、当健康保険組合加入の被保険者の皆様が公平かつ適正な扶養認定が受けられる制度維持のため、実施が義務付けられています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本業務については「株式会社 法研」に委託をしておりますので、各種お問い合わせに関しては、当健康保険組合専用コールセンターまでお願いいたします。

記

調査対象者

- 令和6年6月1日現在扶養認定されている18歳以上の方
※「被扶養者資格確認調査書」に氏名が印字されている方が対象となります。
- 当健康保険組合の被扶養者として「子」が加入しており、未加入の「配偶者」がいる方

提出書類

- 「健康保険被扶養者資格確認調書」(以下「確認調書」)
※必要事項の記入漏れがないかご確認ください。
- 収入状況および生計維持関係等を確認できる「証明書類」

提出期限

令和6年7月31日(水) 必着

提出先

事業所の担当者へ提出

注意事項

- 提出期限までに「調査書」および証明書類が提出されない場合、被扶養者の資格がなくなります。
- 証明書類の取得費用は全額被保険者(被扶養者)負担となります。
- ご提出いただいた書類の内容に応じ、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ご提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。
- 調査の結果認定基準から外れていると判定された方のみ別途ご案内させていただきます。
- ご提出いただいた書類は、当該の被扶養者資格調査および、給付業務に使用し、他の目的に使用することはありません。

音羽健康保険組合

お問い合わせ先

音羽健康保険組合 被扶養者資格確認調査専用 法研コールセンター

TEL:0800-800-7813(無料通話) 9:00~17:00(土日祝日を除く)

<http://www.otw.or.jp/>

個人情報の取り扱いにつきましては、当健康保険組合ホームページの「個人情報の取り扱い規定」でご確認ください。
委託にあたっては、委託先「株式会社 法研」の適切な管理および監督を行います。

1. 被扶養者資格調査の流れ

① 被扶養者の認定基準

— P2「2. 被扶養者の認定基準」

被扶養者には、保険料を負担しないで給付を受けられる代わりに、親族関係（続柄）と扶養状況（被扶養者の収入状況）について、一定の要件を常に満たしている必要があります。
ところが、時間の経過とともにその要件から外れる方が出てくるため健康保険組合では定期的に要件が備わっているかの確認を行い、被扶養者としての資格を再確認します。

② 「確認調書」の記入と確認

— P3「3. 記入例」

「確認調書」の被保険者・調査対象者欄の記載内容（氏名、生年月日等）を確認し、必要事項をご記入・押印ください。
印字項目に訂正がある場合は**赤字**で訂正してください。

※「確認調書」は調査対象者の被扶養者一人につき1枚です。今回の調査対象外の被扶養者の「確認調書」はありません。なお「確認調書（共同扶養用）」は、現在被扶養者となっているお子様全員を1枚に記載しています。

③ 調査対象者の証明書類の確認

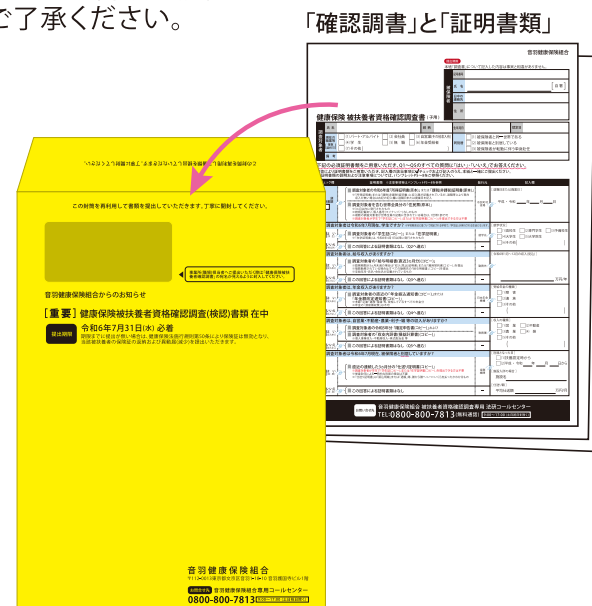
— P4「4. 証明書類一覧」
— P5～P8「5. 証明書類」

「確認調書」に記載された証明書類・発行元をご確認ください。

④ 「確認調書」と証明書類の提出

封筒を再利用して、事業所の担当者へご提出ください。

※提出いただいた書類の内容確認後、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。



2. 被扶養者の認定基準

『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり（民法上の親族と同一ではありません）、**主として被保険者の収入で生計を維持している**ことが必要です。
さらに**同一世帯**※が要件とされる親族もあります。

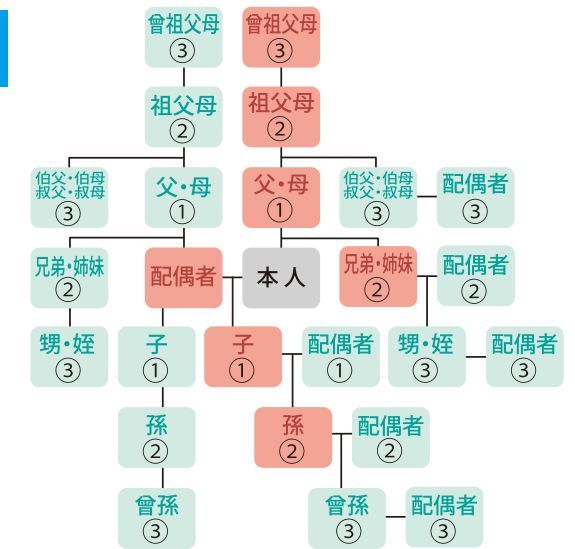
※同一世帯とは、「被保険者と居住および家計を共同にすること」をいいます。二世帯住宅などで同居していても、住民票を世帯分離している場合は別居となりますので、同一世帯とは認められません。

※被保険者が社命による単身赴任の場合は、同居扱いとします。

被扶養者が別居している場合

被保険者は、別居している被扶養者に毎月生活費を送金している必要があります。
ただし、就学に伴う別居は、「学生証（コピー）」の提出をもって送金確認不要とします。

75歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、健康保険の被扶養者にはなりません。



■……………同居可
 ■……………同居が条件
 ※配偶者は内縁の方を含みます。

①……………1親等
 ②……………2親等
 ③……………3親等

認定対象者の収入の限度

厚生労働省の通達により、次の①②の両方の条件を満たしていることが必要です。

① 金額

※年間収入、月額を満たしていることが必要となります。

被扶養者の年齢など	年間収入 / 月額(給与・年金など)
60歳未満の場合	130 万円未満 かつ 108,334円未満
60歳以上の場合	180 万円未満 かつ 150,000円未満
障害年金受給の場合	180 万円未満 かつ 150,000円未満

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が 同居 の場合	被扶養者の年収が被保険者の 年収の1/2未満 であること
被保険者と被扶養者が 別居 の場合	被扶養者の年収が被保険者からの 送金額未満 であること

国内居住要件 ※2020年4月より改正

健康保険法第3条7項等の法改正被扶養者等の要件に国内居住要件が追加されました。現在、日本国内に住所を有しない被扶養者は、2020年4月1日の施行に伴い、被扶養者の要件に該当しくなくなります。

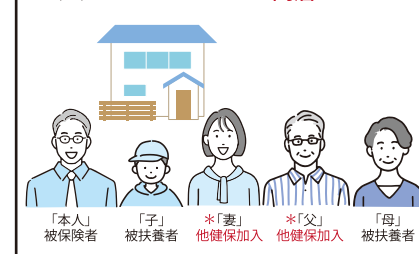
※日本に居住していない被扶養者のうち、海外において留学をする学生等の日本に生活の基礎があると認められる被扶養者については、例外的に国内居住要件を満たすことになりますが、届出が必要となります。

被保険者が他の人と共同して調査対象者を扶養している場合の、優先扶養義務者

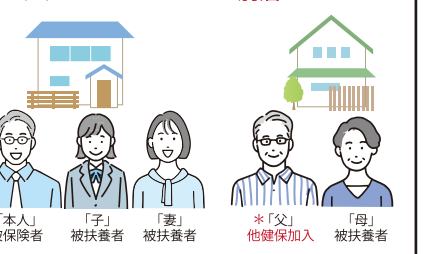
被保険者と被扶養者の続柄	共同扶養者（優先扶養義務者）
子	被保険者の配偶者
父	母・被保険者の配偶者・兄弟姉妹
母	父・被保険者の配偶者・兄弟姉妹
兄弟姉妹	父母・その他兄弟姉妹
祖父母	祖父母・父母・兄弟姉妹
義父母	被保険者の配偶者・義父母
義兄弟姉妹	配偶者の兄弟姉妹
孫	孫の父母・被保険者の配偶者

(例)下記の場合、*****の方の「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明証(原本)」が必要となります。
※被保険者から見た場合の続柄記載

(例)被保険者と被扶養者が**同居**している場合



(例)被保険者と被扶養者が**別居**している場合



3. 記入例

※『子用』…Q1～Q6・『子以外用』…Q1～Q6・『共同扶養用』…Q1

職業等について
現在の状況に☒

記入していただく
部分をわかりやすく
青色にしています!

同別居について
該当項目に☒

印字項目に訂正がある場合は赤字で記入

該当する項目に☑および記入

4. 証明書類一覧

◎印・・・必須 ●印・・・該当する場合

※「学生」とは…全日制の学校および予備校に通っている方(学校教育法で定められた学校)

5. 証明書類

必要書類を取得場所別に分類しています。注意事項をご確認のうえ、書類をご用意ください。

①「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明書(原本)」

いっ 令和6年度(令和5年1月～12月の収入が証明)のもの

目 的 令和5年1月～12月までの収入金額および収入の種類を確認します。
収入のない方も収入がないことを証明いただく公的書類となりますので、提出が必要になります。

- 市区町村によっては証明書の名称が異なる場合あり

入手先・発行元等
市区町村役場

令和6年度 所得証明書																																																																																																																									
令和6年度 課税(非課税)証明書																																																																																																																									
住所 氏名	証明番号 第 番 号 生 年 月 日 昭和00年00月00日																																																																																																																								
合計 所得金額 給与所得 【以下余白】 所得内 の 課税 取入 備考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">23,456円</td> <td style="width: 30%;">所得控除計</td> <td style="width: 30%;">23,456円</td> <td style="width: 10%;">市民税</td> <td style="width: 10%;">県民税</td> </tr> <tr> <td>123,456円</td> <td>控除対象配偶者</td> <td>0円</td> <td>税額控除前所得割</td> <td>12,345円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配偶者特別控除</td> <td>0円</td> <td>調整後総額</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>扶養特定</td> <td>0人</td> <td>【以下余白】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>老人</td> <td>0人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所費控除</td> <td>0人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>他</td> <td>0人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>【以下余白】</td> <td>0円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除特別</td> <td>1人</td> <td>23,456円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除他</td> <td>0人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>本人障害</td> <td>0円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>の</td> <td>専・勤・非該当</td> <td>0円</td> <td>減免前所得割</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会保険控除</td> <td>123,456円</td> <td>所得割減免</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生命保険控除</td> <td>123,456円</td> <td>所得別</td> <td>12,345円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震保険控除</td> <td>123,456円</td> <td>軽減前均等割</td> <td>1,234円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基礎控除</td> <td>123,456円</td> <td>均等割軽減</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【以下余白】</td> <td></td> <td>減免前均等割</td> <td>1,234円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>均等割減免</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>均等割</td> <td>1,234円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課税不属</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税標準額</td> <td>123,456円</td> <td>町民税税額</td> <td>1,234円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税所得</td> <td>123,456円</td> <td>課税不属</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税山林所得</td> <td>0円</td> <td>16歳未満の扶養親族の数</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【以下余白】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	23,456円	所得控除計	23,456円	市民税	県民税	123,456円	控除対象配偶者	0円	税額控除前所得割	12,345円		配偶者特別控除	0円	調整後総額	1,500円		扶養特定	0人	【以下余白】			老人	0人				所費控除	0人				他	0人				【以下余白】	0円				控除特別	1人	23,456円			控除他	0人				本人障害	0円				の	専・勤・非該当	0円	減免前所得割		社会保険控除	123,456円	所得割減免	0円		生命保険控除	123,456円	所得別	12,345円		地震保険控除	123,456円	軽減前均等割	1,234円		基礎控除	123,456円	均等割軽減	0円		【以下余白】		減免前均等割	1,234円				均等割減免	0円				均等割	1,234円				課税不属	0円		課税標準額	123,456円	町民税税額	1,234円		課税所得	123,456円	課税不属	0円		課税山林所得	0円	16歳未満の扶養親族の数	3人		【以下余白】			
23,456円	所得控除計	23,456円	市民税	県民税																																																																																																																					
123,456円	控除対象配偶者	0円	税額控除前所得割	12,345円																																																																																																																					
	配偶者特別控除	0円	調整後総額	1,500円																																																																																																																					
	扶養特定	0人	【以下余白】																																																																																																																						
	老人	0人																																																																																																																							
	所費控除	0人																																																																																																																							
	他	0人																																																																																																																							
	【以下余白】	0円																																																																																																																							
	控除特別	1人	23,456円																																																																																																																						
	控除他	0人																																																																																																																							
	本人障害	0円																																																																																																																							
	の	専・勤・非該当	0円	減免前所得割																																																																																																																					
	社会保険控除	123,456円	所得割減免	0円																																																																																																																					
	生命保険控除	123,456円	所得別	12,345円																																																																																																																					
	地震保険控除	123,456円	軽減前均等割	1,234円																																																																																																																					
	基礎控除	123,456円	均等割軽減	0円																																																																																																																					
	【以下余白】		減免前均等割	1,234円																																																																																																																					
			均等割減免	0円																																																																																																																					
			均等割	1,234円																																																																																																																					
			課税不属	0円																																																																																																																					
	課税標準額	123,456円	町民税税額	1,234円																																																																																																																					
	課税所得	123,456円	課税不属	0円																																																																																																																					
	課税山林所得	0円	16歳未満の扶養親族の数	3人																																																																																																																					
	【以下余白】																																																																																																																								

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和00年00月00日

令和6年1月1日時点で「住民票」があった
市区町村役場で取得できます。
すでに引越しされている場合は、郵送でも
取り寄せが可能な市区町村役場もあります。

② 世帯全員分の「住民票(原本)」または 別居先の世帯全員分の「住民票(原本)」

いつ 直近3ヵ月以内に発行されたもの

目 的 被保険者と調査対象者の同別居の確認および調査対象者に他の優先扶養義務者（P2参照）がいるかどうかを確認します。

- 続柄および世帯全員分の記載があるもの
- 戸籍筆頭者のあるもの（本籍住所は不要のため、マスキングして提出）
- 複数の調査対象者が世帯全員の記載に含まれている場合は、世帯1部で可

入手先・発行元等
市区町村役場



被扶養者を含む
世帯全員分の住民票を
取得してください。

住 所		●●●●市●●町●丁目●●番地●	
世帯主		【省略】	

1	氏名	●● ●●	住民票コード	【省略】	
	住所を定めた日	平成●●年●月●日	生年月日	昭和●●年●月●日	●●月●日
	性別	男	結婚	【省略】	
	住親となった日	平成●●年●月●日	届出の年月日	平成●●年●月●日	
2	氏名	●● ●●	住民票コード	【省略】	
	住所を定めた日	平成●●年●月●日	生年月日	昭和●●年●月●日	
	性別	男	結婚	【省略】	
	住親となった日	平成●●年●月●日	届出の年月日	平成●●年●月●日	
3	氏名	【以下余白】	住民票コード		
	住所を定めた日		生年月日		
	性別		結婚		
	住親となった日		届出の年月日		
4	氏名		住民票コード		
	住所を定めた日		生年月日		
	性別		結婚		
	住親となった日		届出の年月日		

この住民票の写しは、住所都市町村長から請求に係る住民票に記載されている（世帯全員の）事項が住
 民基本情報法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。

令和●●年●月●日

●●●●市●●市長

印

③「仕送り証明書(コピー)」

いつ 直近の連続した3ヵ月分のもの

目的 被保険者が別居している調査対象者の生計を維持しているかどうかを確認します。

- 単身赴任および子の進学により一時的な別居の場合は不要
- 送金先・送金元・送金日・送金金額が確認できる、「振込明細(コピー)」または被保険者の「通帳(コピー)」
- 水道光熱費の領収書/クレジットカードなどの支払明細書/手渡しは不可
- 「通帳(コピー)」を提出の場合は、被保険者名が記載の「通帳」の表紙と、該当金額の記載があるページ
- 該当部分以外はマスキング可

入手先・発行元等
お手元・金融機関

不可
X

- 水道光熱費の「領収書」
- クレジットカードなどの「支払明細書」
- 現金の手渡し

該当箇所にマーカーを
ひいて、送金額が
分かるようにしてください。
送金以外にはマスキング
してください。

キャッシングサービスご利用明細			
ご利用ありがとうございます。 ご利用の明細がのっています。 お持ち帰りください。			
取引銀行		取引日	口座番号
取店 01234	お取扱日 2024 - 07 - 07		時刻 14:43
お取引内容 振込	お取引金額 (円) ¥ 60,000	手数料 ¥ 540	
お取引後の残高 (円)		おつり ¥ 3	
¥ 1,722,208			
お受入人	振込金受取番 電信		
	●●●●銀行		
	●●●●支店		
	普通 012345678 ヤマト ヤマト		
ご捺印欄	ヤマト ヤマト		
	電話番号 03-0123-4567 取扱番 0123456		

健保 太郎 様



被保険者〈健保太郎〉の通帳

2024年5月分・6月分・7月分の生活費

普通預金 - 1
(兼お借入明細)

年	月	日	記号	お支払い金額(円)	お借り金額(円)	差引残高(円)	備
1	2024-05-05	100		* 8,768		* 1,450,768	
2	2024-05-18	100		* 60,000	〆	* 1,390,768	
3	2024-05-27	100		* 80,000	〆	* 1,249,208	
4	2024-06-01	100		* 60,000	〆	* 1,189,208	
5	2024-06-19	900		* 37,000		* 1,152,208	
6	2024-07-05	100			200,000	* 1,782,208	
7	2024-07-07	100		* 60,000	〆	* 1,722,208	
8	2024-07-27	900			* 740,000	* 1,796,208	

④「給与明細書(コピー)」

※勤務期間が3ヵ月未満の場合は「収入見込証明書(原本)」または「雇用契約書(コピー)」

直近の連続した3ヵ月分のもの
(4月・5月・6月または5月・6月・7月に発行されたもの)

目的 通勤交通費および健康保険加入の有無を確認します。

- 支給年月、氏名、会社名の記載部分も必要
(手書きの場合、勤務先の社印または捺印のあるもの)
- 紛失や出勤がない月があるなどの理由で3ヵ月分提出できない場合は、「収入(見込)証明書」の発行を勤務先に依頼

入手先・発行元等
お手元・勤務先

給与明細書		2024年06月度			
社員コード:		所属:			
社員名 :					
基本給	職務手当	皆勤手当	時間外手当	住宅手当	家族手当
住宅手当	家族手当	交通費			支給合計
					123,450
所得税	市県民税	健康保険	厚生年金	雇用保険	
財形貯蓄	特別減税	年末調整	控除合計	差引支給額	
			18,219	105,231	

複数社に就労している
場合、すべての就労先分
が必要です。

※支払者の方へ…この証明書は税引控除を確定するため、在籍健康保険組合に提出するものです。
 直前3ヵ月の実績または働き始めの場合は就業開始日から3ヵ月の実績(見込)の記入をお願いします。

収入(見込)証明書

氏 名: _____

就 業 年 月 日: 平成・令和 年 月 日

雇 用 契 約 変 更 日: 平成・令和 年 月 日

健康保険加入状況: 有・無
 ※事業主が加入している健康保険(労務健康保険組合以外)に加入)

給与と実績及び見込額 ※給与等は所得税・雇用保険料等控除前の支給額をご記入ください。

支給年月	給与等	交通費	職主支給額	いずれかに○印をつけて下さい
令和3年 月	円	円	円	実績・見込
月	円	円	円	実績・見込
月	円	円	円	実績・見込
賞与(月)	円	円	円	実績・見込
合計	円	円	円	

上記の通りであることを証明いたします。

令和 年 月 日

事業所所在地

⑤「年金振込通知書(コピー)」 または「年金額改定通知書(コピー)」

いつ 令和6年中に発行された直近のもの

目的 直近の年金支払額(税金や介護保険料等が控除される前の金額)および年金の種類を確認します。

- 6月上旬に送付され、すでにお手元に届いている最新年度のもの
- 発行年月、受給権者氏名の記載部分も必要
- 税金や介護保険料等が控除される前の『年金支払額』の分かるもの
- 紛失した場合は、発行元に再発行を依頼

入手先・発行元等
日本年金機構 等



老齢(厚生)年金・企業年金・障害年金・遺族年金等、受給しているすべてのが必要です。

⑥「確定申告書(コピー)」および「収支内訳書(損益計算書)(コピー)」

いつ 令和5年分のもの

目的 収入金額および事業の種類を確認します。
また、必要経費を差し引く前の総収入額を確認します。

- 最新年度分の申告した「確定申告書(コピー)」と「収支内訳書(コピー)」

入手先
税務署

確定申告時に
提出した書類一式を
提出してください。

⑦「学生証(コピー)」または「在学証明書」

いつ 「学 生 証」・・・有効期限内のもの
「在学証明書」・・・令和6年4月以降発行のもの

目的 子が学生であるかを確認します。
就学のために別居している場合は、送金証明の生計維持確認は不要となります。

- お手元にある有効期限内の「学生証(コピー)」か、最新年度の「在学証明書」
- 氏名・発行日・有効期限等がわかるもの
- 「学生」とは、全日制の学校および予備校に通っている方

入手先・発行元等
就学先

「学生証」を提出いただく際は、裏面に有効期限の記載がある場合がありますので、両面コピーをお忘れなく!



⑧ 退職日の入った「源泉徴収票(コピー)」 または「離職票-1、-2(コピー)」 または「雇用保険受給資格者証(コピー)」

いつ 令和6年1月以降のもの

目的 ①の「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」に給与収入が計上されているが、すでに退職していることにより、その収入が継続していないことを確認します。

- 退職日が確認できるもの

入手先・発行元等
元勤務先

⑨ 自営業を廃業した方は「廃業届(コピー)」

いつ 令和6年1月以降のもの

目的 ①の「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」に事業収入*が計上されているが、すでに廃業していることにより、その収入が継続していないことを確認します。

- 廃業日が確認できるもの

* 事業収入とは、営業等所得・不動産所得等

入手先・発行元等
税務署

⑩「雇用保険受給資格者証(両面コピー)」

いつ 令和6年1月以降のもの

目的 受給した給付金が日額基準(3,612円未満または60歳以上・障害年金受給の場合は5,000円未満)を満たしているかを確認します。

入手先・発行元等
元勤務先 または ハローワーク

⑪ 配偶者の「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明書(原本)」 または「令和5年分「源泉徴収票」(コピー)」

いつ 令和6年度(令和5年1月～12月の収入が証明)のもの

目的 令和5年1月～12月までの収入金額および収入の種類を確認します。
収入のない方も収入がないことを証明いただく公的書類となりますので、提出が必要になります。

- 市区町村によっては証明書の名称が異なる場合あり

入手先・発行元等
市区町村役場 または 勤務先

夫婦共同扶養(夫婦双方に収入がある)に該当する配偶者の収入証明を提出してください。



6. よくある質問 Q&A

主旨

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

A.1 健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう指導されております。
なお、必要書類取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

- 厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）
…被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知（保保発第1029005号）
…被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q.2 調査対象者の被扶養者の削除手続きは終了しているはずですが、「確認調書」が届きました。どうすれば良いですか？

A.2 「確認調書」をご提出ください。

6月1日時点の登録情報で「確認調書」を作成している都合上、既にお手続きをされている方にも「確認調書」が届く場合があります。
「確認調書」の調査対象者の備考欄に『削除手続き済み』と記入し、ご提出ください。

Q.3 私（被保険者）は令和6年7月31日に退職しますが、「確認調書」を提出する必要がありますか？

A.3 「確認調書」をご提出ください。

(1)退職後に『任意継続被保険者制度』に加入される方
⇒「確認調書」の備考欄に「令和6年7月31日退職」と記入し、必要書類と一緒に提出してください。

(2)退職後に『任意継続被保険者制度』に加入されない方
⇒「確認調書」の備考欄に「令和6年7月31日退職・任継申請なし」と記入してください。
被保険者の捺印のみお願いします。必要書類は不要です。

Q.4 提出期限までに取得できない書類があります。遅れて提出しても良いですか？

A.4 期限内に提出できる書類は先にご提出ください。

提出が遅れる書類については「確認調書」の備考欄もしくは余白に『遅れる書類名』『提出予定日』をご記入ください。
なお、別送される場合の封筒・郵送料等は全額自己負担です。

Q.5 年金の「お知らせハガキ」をなくしてしまったのですが、その場合はどうすれば良いですか？

A.5 再発行を依頼してください。

「お知らせハガキ」（「年金振込通知書」）は、年金収入を証明する重要な書類です。
発行元となる日本年金機構等に再発行を依頼し、必ずご提出ください。



住民票

Q.6 世帯全員の「住民票」には調査対象者でない家族にも記載されています。そのまま提出しても良いですか？

A.6 そのままご提出ください。

「住民票」の一部を抜き取る、切り取る等を行った場合、世帯全員として無効になるため、再提出をお願いします。「住民票」が複数枚の場合も必ずすべてのページをご提出ください。

Q.7 「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」は無収入の場合でも提出するのですか？

A.7 無収入の方も公的書類で収入を確認しますので、提出が必要です。

収入の有無を確認しますので、無収入の方もお住まいの市区町村役所の窓口で令和5年度、「所得証明書」[原本]または「課税(非課税)証明書」[原本]（内容は令和5年1月～12月の収入が記載）を入手のうえ、ご提出ください。
なお、市区町村によっては、名称が異なり、収入の無い方には「非課税証明書」しか発行できないという場合がありますので、その場合は「非課税証明書」でも構いません。

Q.8 「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」の代わりに、「源泉徴収票」を提出しても良いですか？

A.8 「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明書(原本)」をご提出ください。

「源泉徴収票」では給与収入部分の確認しかできません。
お勤め先が複数ある場合や給与収入以外の収入がある場合も考えられるため、年間の全収入を確認するには、「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明書(原本)」が必要です。

Q.9 退職金、生命保険金や株式・不動産等の売却による一時所得は収入にあたるのでしょうか？

A.9 収入にあたりません。『収入』とは以下の範囲によるものとしています。

1. 勤労による収入（通勤費等の現物支給・非課税賃金も含む）
2. 事業収入（農業・商業・漁業・林業・原稿料・内職 他）
3. 厚生年金・国民年金・共済年金・遺族年金・障害年金・労災保険の給付・恩給等の年金収入
4. 投資収入・利子収入・不動産賃貸および売買収入（継続的なもの）
5. 失業給付金・傷病手当金・出産手当金・育児休業給付金・生活扶助料（生活保護法）
6. その他、収入として認められるもの

※ 健康保険上の収入は、税法上とは異なります。



Q.10 今年に入ってから引越しました。
「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」はどこで取得できますか？

A.10 お手数ですが、引越し前の（本年1月1日時点で「住民票」のあった住所）市区町村役所で取得してください。

市区町村役所の窓口等に行くことができない場合、市区町村によっては郵送による請求が可能ですので、市区町村役所へお問い合わせください。
※海外から帰国したため取得できない場合は、備考欄もしくは余白に「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日までに海外に居住」とご記入ください。

Q.11 被扶養者が自営業をしています。
自営業の収入に関する証明書類は、何を提出すれば良いですか？

A.11 以下1～3の3点をご提出ください。

1. 「所得(課税・非課税)証明書(原本)」
2. 直近年度の「確定申告書(コピー)」
3. 「収支内訳書(損益計算書)(コピー)」を添付してください。
収入が低く、確定申告をしていない場合は、備考欄に「確定申告をしていない」と記入し、「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明書(原本)および「帳簿(コピー)」を提出してください。「帳簿」には署名および捺印をお願いします。
※なお、給与収入や年金収入等、他の収入がある方は、別途必要書類をご用意ください。

所得証明書・課税(非課税)証明書

調査対象者

提出

年金

7. 被扶養者の削除手続きについて

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要です。日常の生活実態が大きく変化し、被扶養者が経済的に自立するなど、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者削除手続きを行ってください。

こんな時は加入から外れる手続きが必要です。

- 就職やパート・アルバイトで働き続けていた勤務先の健康保険組合に加入したとき。
- 雇用保険の受給をするとき。
(日額3612円以上)



- 別居の被扶養者への仕送りをやめたとき。



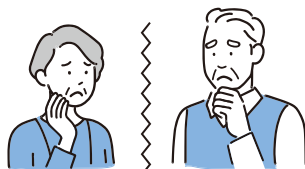
- 他の家族の被扶養者となったとき。



- 月額108,334円または年収130万円を超える収入が見込まれるようになったとき。
(60歳以上または障害年金受給の場合は月額15万円または年収180万円以上)
- 年収が被保険者の年収の1/2以上見込まれるようになったとき。



- 離婚・死亡したとき。



- 同居条件の被扶養者が別居したとき。
- 海外居住することになり、国内居住要件を満たさなくなったとき



被扶養者を加入から外す場合も、「調査書」は必ずご提出ください。

■ 既に被扶養者削除の手続きをされている場合

「確認調査」の備考欄に、『削除手続き済み』と記入し、ご提出ください。

■ これから被扶養者削除の手続きをされる場合

「確認調査」の備考に、『削除する日』と『削除理由』を記入し、ご提出ください。

また、被扶養者削除の手続きが別途必要となりますので、必ず下記書類を同封のうえ、事業所の担当窓口へご提出ください。

- 「健康保険被扶養者異動届」
- 当健康保険組合の「保険証」
- 当健康保険組合の「限度額適用認定証」※交付されている場合

「健康保険被扶養者異動届」は当健康保険組合ホームページからダウンロードできます。

[当健康保険組合HP] ▶ [申請書類一覧] ▶ [資格・決定] ▶ 「被扶養者異動届」